

# ぶらさがり器具の検査マニュアル

制定 昭和59年 4 月20日  
製品安全協会

## 安全性品質について

1. 構造、外観及び寸法の検査は、ぶらさがり器具を水平平たんな床などに静置し、取扱説明書に記載の正規の、あらゆる使用状態において行うものとする。

### 1.(1) 認定基準

「変形等」とは、著しい曲り、傾き、き裂、破損などをいう。

### 1.(2) 認定基準

「著しく突出していない」とは、被服などが引っかからない状態をいう。

1.(3) は組み立て、分解時を含むものとする。

### 1.(5) 認定基準

「カバー等」とは、スプリングに手指、皮膚等、人体の一部が狭まれる恐れがなく、かつ使用上十分な耐久性のあるものをいう。

### 1.(6) 認定基準

「バーの有効長さ」は、バーの直線部と支柱で構成される平面の最短長さをいう。

## 2. 耐荷重

### 2.(1) 基準確認方法

「使用上支障のある変形」とは、検査によって生じた、ゆるみ、傾き及び曲りをいう。以下2.(2)、(3)、(5)、(6)(a)、(b)において同じとする。

### 2.(2) 認定基準及び基準確認方法

この規定は、「20 kgの砂袋の落差300ミリメートルの落下衝撃に耐えること」の意味であり、基準確認方法は砂袋の底面で測定したとき、落差300ミリメートルが得られるような試験を行うものとする。

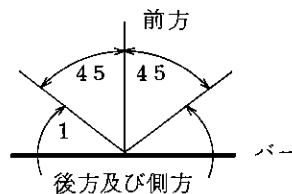
## 3. 安定性

### 3.(1) 基準確認方法

20度前方の「前方」とは、バーと直角方向±45度の範囲の最も転倒しやすい方向とする。

### 3.(2) 基準確認方法

「後方及び側方」とは、このマニュアル3.(1)で示す前方以外の最も転倒しやすい方向とする。



#### 4. 附属品

##### 認定基準

ここでいう「附属品」は、次のものをいう。

ぶらさがり器具に取り付けられているか又は取り付けられることを予定して、当該ぶらさがり器具製造業者等がセットで製造し又はセットで販売したもの。

また、「ぶらさがり器具の使用上の安全性」とは、附属品を相当な注意をもって取り付けて使用したときのぶらさがり器具（当該附属品を含む）の安全性をいう。

なお、想定していなかった附属品については基準に準じて製品安全協会と指定検査機関とが協議するものとする。

#### 表示及び取扱説明書

##### 1. 表示

##### 認定基準

1.(1)～(4)の表示位置は本体支柱の前面中央部とする。

(4)の「最大高さの位置」はバー高さ表示線と同じ部分にも表示があり、かつ他の高さとは明らかに区別できる表示が施されているものとする。ただしバーが最大高さ以上にない構造のものを除く。

##### 基準確認方法

(4)の「最大高さの位置」は、取扱説明書中に述べられていれば記号、明瞭な線、凹凸でもよいものとする。